

## [事案 29-312] 転換契約無効請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

転換時の募集人の説明が不十分であったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 4 年 1 月に契約した終身保険（契約①）を平成 23 年 2 月に分割転換し、契約①の保険金額を減額したうえで、減額した分で終身保険（契約②）を契約したが、以下等の理由により、分割転換を無効として契約①に戻してほしい。

- (1) 転換に際し、契約①は、数年後の保険料払込期間満了後、終身死亡保障に代えて年金を受け取ることが可能であることを説明されなかった。
- (2) お宝保険であった契約①を転換するデメリットを説明されなかった。
- (3) 転換後に、契約内容通知文書が毎年送付されていたが、転換前の契約内容は記載されていないので、転換の追認ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換に際しては、特段の申出が無ければ、転換前契約の保険料払込期間満了後の保障内容変更制度は説明しない。
- (2) 募集人は、設計書や注意喚起情報などを用いて、契約②の予定利率は契約①より下がる可能性があることを説明している。
- (3) 転換後に、契約内容通知文書を毎年送付しているが、平成 29 年まで申し出はなかったうえ、平成 24 年 5 月には給付金請求があり、入院・手術給付金を支払っている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に退職しており、協力が得られず、事情聴取を実施することはできなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、転換時、募集人に本制度を説明する義務はなく、予定利率については設計書で説明されていたものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。